

群馬県警察行政機関等匿名加工情報提供要領の制定について（例規通達）（令和5年9月6日群本例規第22号（広））

最終改正:令和5年9月6日群本例規第22号（広）

改正内容:令和5年9月6日群本例規第22号（広）[令和5年9月6日]

○群馬県警察行政機関等匿名加工情報提供要領の制定について（例規通達）

令和5年9月6日群本例規第22号（広）

この度、別添のとおり群馬県警察行政機関等匿名加工情報提供要領を制定したから、事務処理に誤りのないようにされたい。

別添

群馬県警察行政機関等匿名加工情報提供要領

（目的）

第1条 この要領は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき行政機関等匿名加工情報（法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。以下同じ。）の提供に関する必要な事項を定めるものとする。

（提案の募集）

第2条 警務部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」という。）は、定期的に、警察本部長（以下「本部長」という。）が保有している個人情報ファイル（法第60条第2項に規定する個人情報ファイルをいい、個人情報ファイル簿（法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿をいう。以下同じ。）に法第110条第1号に掲げる事項（行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする旨）の記載があるものに限る。以下同じ。）について、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものとする。

2 前項の規定による提案の募集は、毎年度1回以上、当該募集の開始の日から30日以上の間を定めて、群馬県警察のホームページへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

3 提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ募集要項として公表するものとする。

（提案者に対する情報の提供等）

第3条 広報広聴課長は、法第112条第1項の規定による行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案又は法第118条第1項の規定による作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案（以下「提案」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に当該提案をすることができるよう、当該提案に資する情報の提供その他当該提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（提案の手続）

第4条 提案は、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「施行規則」という。）別記様式第7。以下「提案書」という。）及び第7条に規定する添付書類を警務部広報広聴課へ持参し、又は郵送若しくは信書便により提出することにより行うものとする。

2 提案する者が代理人により提案する場合は、提案書に代理人の権限を証する書面を添えなければならない。

3 広報広聴課長は、提案する者が提案書を持参した場合は、提案対象となった個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる所属（群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則（平成11年群馬県公安委員会規則第3号）第2条第2号に規定する所属をいう。以下同じ。）の長（以下「所管所属長」という。）に立会いを求めるものとする。

4 所管所属長は、前項の規定により広報広聴課長から立会いを求められた場合は、当該提案対象となった個人情報ファイルが利用に供される事務に精通した職員を派遣し、立ち合わせるものとする。

（提案書の取扱い）

第5条 広報広聴課長は、前条第1項及び第2項の規定により提案された提案書及び書面を、速やかに、所管所属長に送付するものとする。

2 所管所属長は、受理した提案書に受付印を押印し、受付番号を記入した後、速やかに、当該提案書の写しを広報広聴課長に送付するものとする。

（提案書の記載事項の確認）

第6条 所管所属長は、提案書について次の各号について確認するものとする。

（1）提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

（2）提案に係る個人情報ファイルの名称

（3）提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人（法第2条第4項に規定する本人をいう。以下同じ。）の数

（4）前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第9条第3号で定める基準による加工の方法を特定するに足りる事項

（5）提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容

（6）提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

（7）提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

（8）行政機関等匿名加工情報に関して希望する提供の方法

（提案書の添付書類）

第7条 提案書には、次の各号の書類を添付しなければならない。

- (1) 提案する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面
- (2) 提案をする者が次のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書（施行規則別記様式第8）
- ア 未成年者
 - イ 精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - エ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - オ 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
 - カ 法人その他の団体であって、その役員のうちに前記アからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(3) 本人確認書類

- ア 提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの
- イ 提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるもの
- ウ 提案をする者がやむを得ない事由により前記ア及びイに掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため本部長が適当と認める書類
- エ 前記アからウまでに掲げる書類のほか、本部長が必要と認める書類

- 2 前項の規定は、代理人によって提案をする場合に準用する。この場合において、前項第3号アからウまでの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

（提案書の訂正）

第8条 所管所属長は、提案書又は前条により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認める場合は、提案をした者又は代理人（以下「提案者等」という。）に対して、期間を定めて、説明を求め、又は当該提案書若しくは添付された書類の訂正を求めることができる。

（提案の審査）

第9条 所管所属長は、提案があった場合は、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- (1) 提案をした者が第7条第1項第2号アからカまでのいずれにも該当しないこと。
 - (2) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
 - (3) 提案書により特定される加工の方法が次の基準に適合するものであること。
 - ア 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - イ 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - ウ 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に本部長において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
 - エ 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - オ 前記アからエまでに掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。
 - (4) 提案書記載の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
 - (5) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用期間が利用の目的及び方法からみて必要な期間を超えないものであること。
 - (6) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
 - (7) 行政機関等匿名加工情報を作成する場合に群馬県警察の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。
- （行政機関等匿名加工情報の作成に係る委託）

第10条 所管所属長は、行政機関等匿名加工情報の作成に当たり、高度かつ専門的な加工が必要となる場合又は加工に多大な時間を要する場合等事業者（提案者等を除く。）にその作成を委託する必要がある場合は、委託前に広報広聴課長に協議しなければならない。

- 2 所管所属長は、行政機関等匿名加工情報の作成を委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）する場合は、次条により提案者等に審査結果を通知する前に、委託先に対して委託料の見積額を算定させ、これを精査し、委託先との間において提案をする者との

利用契約の締結を停止条件とする委託契約を締結するものとする。

3 行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合は、保有個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合の事務処理に準じた安全管理措置を講ずるものとする。

（審査結果の決裁手続）

第11条 所管所属長は、第9条の規定による審査の結果について、審査結果通知書（施行規則別記様式第9又は別記様式第11）の案を作成し、所要の決裁を受けるものとする。この場合において、所管所属長は、広報広聴課長の合議を受けるものとする。

（審査結果の通知）

第12条 所管所属長は、前条の決裁手続が終了した場合は、審査結果通知書により当該提案をした者に通知するとともに、その写しを広報広聴課長に送付するものとする。

2 所管所属長は、前項の規定による通知が第9条に規定する基準に適合すると認めるものである場合は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書（施行規則別記様式第10。以下「契約締結申込書」という。）及び行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結に関する書類を添えて通知するものとする。

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結）

第13条 前条第2項の通知を受けた者は、所管所属長に対し、契約締結申込書及び行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結に関する書類を提出するものとする。

2 前項の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結に関する書類等を提出する者は、第17条に掲げる手数料の額を同条第3項の方法により納付するものとする。

3 所管所属長は、第1項の規定により提出された書類の受領及び前項の規定による手数料の納付を確認した場合は、当該書類を提出した者との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する手続を行うものとする。

（行政機関等匿名加工情報の作成等）

第14条 所管所属長は、行政機関等匿名加工情報を作成する場合は、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして第9条第3号に定める基準に従い、当該保有個人情報加工しなければならない。

2 前項の規定は、所管所属長から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第15条 所管所属長は、行政機関等匿名加工情報を作成した場合は、当該作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の本人の数
- (2) 行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目
- (3) 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- (4) 次条第1項の提案をすることができる期間

（作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等）

第16条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号及び第2号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供することを希望する者は、本部長に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第13条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとする場合も、同様とする。

2 第4条から第9条まで及び第11条から第13条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第4条第1項中「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「施行規則」という。）別記様式第7」とあるのは「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（施行規則別記様式第12）」と、第6条中「各号」とあるのは「第1号及び第4号から第8号まで」と、同条第4号中「前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第8条第3号で定める基準による加工の方法を特定する」とあるのは「提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定する」と、第9条中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第7号まで」と、第11条中「審査結果通知書（施行規則別記様式第9又は別記様式第11）」とあるのは「審査結果通知書（施行規則別記様式別記様式第13又は別記様式第14）」と読み替えるものとする。

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料等）

第17条 第13条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年群馬県条例第76号）第10条の規定のとおり21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 前条第2項において準用する第13条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 前項に定める手数料の額と同一の額
- (2) 第13条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

3 前2項に定める手数料は、納入通知書により納付するものとする。

かい

4 前項の規定に基づき納付があった手数料が実際に要した経費等の額との乖離が生じた場合であっても、差額の還付や追加納付は行わない。ただし、審査結果通知書（施行規則別記様式第9又は別記様式第13）で示した手数料の額に形式的な誤りが判明した場

合はこの限りではない。

5 第13条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、本条の手数料のほか送料を納付して、郵送による行政機関等匿名加工情報の提供を求めることができる。この場合において、当該送料は、原則郵便切手で納付するものとする。

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除）

第18条 所管所属長は、第13条（第16条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下「契約者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約を解除することができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により当該契約を締結した場合
- （2） 第7条第1項第2号のいずれかに該当することとなった場合
- （3） 当該契約において定められた事項について重大な違反があった場合

2 広報広聴課長は、契約者が法違反その他の契約違反を行ったと判断した場合その他必要と判断した場合は、直ちに、その旨を個人情報保護委員会に報告するものとする。

3 広報広聴課長は、契約者が第1項各号に該当すると認め契約を解除しようとする場合及び解除した場合は、直ちに、その旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

（行政機関等匿名加工情報の提供）

第19条 所管所属長は、行政機関等匿名加工情報を作成した後は、速やかに契約者に提供しなければならない。

2 行政機関等匿名加工情報は、第12条第1項の審査結果通知書に記載された「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」に従って提供するものとする。

3 所管所属長は、行政機関等匿名加工情報の提供に当たっては、当該行政機関等匿名加工情報の漏えい防止のために暗号化等の安全管理措置を講ずるものとする。

（識別行為の禁止等）

第20条 所管所属長は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 所管所属長は、行政機関等匿名加工情報、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第14条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために次に掲げる基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- （1） 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- （2） 群馬県警察の個人情報の保護に関する訓令（令和5年群馬県警察本部訓令甲第9号）に従って行政機関等匿名加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- （3） 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関等匿名加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

3 前2項の規定は、本部長から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（行政機関等匿名加工情報の取扱いに関する苦情処理）

第21条 広報広聴課長及び所管所属長は、行政機関等匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
